

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
条 例	
○北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
道議会告示	
○北海道議会会議規則の一部を改正する規則.....	1
○北海道議会図書室規程の一部を改正する規程.....	2

条 例	
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年10月14日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道条例第100号	
北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 北海道議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第1条の前の見出し、同条並びに第2条第1項、第2項及び第4項中「報酬」を「議員報酬」に改める。 第3条第1項中「、北海道議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）」を削り、「第125条第1項に規定する会議（以下「会議規則に定める会議」という。）」を「第125条に規定する協議若しくは調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）」に改め、同条第3項中「、審査会」を削り、「会議規則に定める会議」	

を「協議等の場」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「会議規則に定める会議」を「協議等の場の会議」に、「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条第2項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附則第10項本文中「報酬」を「議員報酬」に改め、同項ただし書中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

附則第11項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

昭和31年北海道議会告示第1号（北海道議会会議規則）の一部を次のように改正する。
平成20年10月14日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会会議規則の一部を改正する規則

北海道議会会議規則（昭和31年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。
第16章を次のように改める。

第16章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第125条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第126条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第125条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
各派会長会議	議会全体にかかわる問	議長、副議長、会派	議長

	題又は議会運営上必要な事項について協議又は各派間の意見調整を行う。	の代表者及び議長が必要と認めた者		検討協議会	策定に向けた検討を行う。	派（1人会派を除く。）が推薦する者	
各派幹部会議	一般選挙後の最初の議会に向けた準備事項等について協議を行う。	議長、副議長、各派の代表者及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長	議長	備考 1 本表における「会派」とは、所属議員数4人以上のものをいう。 2 「諸派」とは、所属議員数3人以下のものをいう。 3 「各派」とは、上記1及び2に規定する会派及び諸派をいう。 4 「1人会派」とは、諸派のうち所属議員数が1人であるものをいう。 5 「年長の議員」とは、現任議員中の最年長者をいう。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 北海道議会告示第2号 昭和37年北海道議会告示第4号（北海道議会図書室規程）の一部を次のように改正する。 平成20年10月14日 北海道議会議長 釣 部 勲 北海道議会図書室規程の一部を改正する規程 北海道議会図書室規程（昭和37年北海道議会告示第4号）の一部を次のように改正する。 第1条中「第100条第15項及び第16項」を「第100条第16項及び第17項」に改める。 附 則 この規程は、平成20年10月14日から施行する。			
各派世話人協議会	一般選挙後の最初の議会において、議会運営委員会が構成されるまでの間、議会構成等議会の運営に係る事項について協議又は調整を行う。	各派から世話人として推薦された者、年長の議員及び改選前の議会で議長であった議員	議会事務局長				
各派代表者会議		会派の代表者、年長の議員及び出席を認められた諸派の議員	座長 （座長選出前は 議会事務局長）				
各派幹事長会議	議会運営上必要な事項について、各派間の意見調整を行う。	各派の幹事長	議長又は座長				
北海道議会情報公開審査会	北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）第21条に規定する意見の求めに応じ審議を行う。	議長が指名した者	会長 （会長選出前は 議長）				
北海道議会広報委員会	議会広報活動についてその円滑な推進を図るため協議を行う。	各派（1人会派を除く。）が推薦する者	委員長 （委員長選出前は議長）				
道議会議員定数等検討協議会	道議会議員の総定数を定めるとともに、選挙区別議員定数等の見直しのための協議を行う。	各派の幹事長	座長 （座長選出前は 議長）				
議会改革等検討協議会	道財政の健全化、議会の機能強化及び運営の改善その他議会の改革に必要な事項等を検討する。	副議長、各派（1人会派を除く。）が推薦する者	座長				
北海道議会基本条例	北海道議会基本条例の	議長、副議長及び各	座長				